

令和4年度答申第69号  
令和5年2月9日

諮問番号 令和4年度諮問第66号（令和4年12月22日諮問）  
審査庁 防衛大臣  
事件名 退職手当支給制限処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、陸上幕僚長（以下「処分庁」という。）が、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。）12条1項の規定に基づき、懲戒免職処分を受けて退職をした審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（以下「本件不支給処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

- (1) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）46条1項は、隊員が同項各号のいずれかに該当する場合には、当該隊員に対し懲戒処分として、免職、降任、停職、減給又は戒告の処分をすることができる旨規定し、同項2号において隊員たるにふさわしくない行為のあった場合を掲げている。
- (2) 退職手当法2条1項は、退職手当は、常時勤務に服することを要する国

家公務員（再任用職員等を除く。）が退職した場合に、その者等に支給する旨規定する。

退職手当法12条1項は、退職をした者が、同項各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関（国家公務員法その他の法令の規定により職員の退職の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関をいう。）は、当該退職をした者等に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響その他の政令で定める事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる旨規定し、同項1号において懲戒免職等処分を受けて退職をした者を掲げている。

そして、退職手当法12条1項の「政令で定める事情」について、国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号。以下「退職手当法施行令」という。）17条は、「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」とする旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成7年4月1日に陸上自衛隊に入隊し、平成29年8月1日からA駐屯地業務隊に配属された。

(調査報告書)

- (2) 処分庁は、平成30年4月20日付けで、審査請求人に対し、「違反者は、平成29年10月10日（火）2240頃、B市内のパチンコ店景品交換所において、前客であった部外女性を取り忘れた現金2万円を窃取した。」との違反事実を記載し、自衛隊法46条1項2号の規定に基づき、懲戒免職処分（以下「本件懲戒免職処分」という。）をした（以下上記窃取行為を「本件非違行為」という。）。

(懲戒処分宣告書、認定理由書)

- (3) 処分庁は、平成30年4月20日付けで、審査請求人に対し、退職手当法12条1項の規定に基づき、一般の退職手当等の全部を支給しないこととする処分（本件不支給処分）をした。

(退職手当支給制限処分書)

(4) 審査請求人は、平成30年7月18日、審査庁に対し、本件不支給処分を不服として本件審査請求をした。

また、審査請求人は、本件懲戒免職処分についても、平成30年7月17日付けで、防衛大臣に対し、これを不服として審査請求をした。

(審査請求書、議決書)

(5) 防衛大臣は、令和4年1月13日付けで、本件懲戒免職処分を不服とする審査請求を棄却する裁決をした。

(裁決書)

(6) 審査庁は、令和4年12月22日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件懲戒免職処分は、下記アないしウの理由により違法であり、取り消されるべきであるから、本件懲戒免職処分を要件として行われた本件不支給処分についても、その要件を欠く違法な処分として取り消されるべきである。

##### ア 自衛隊法46条1項2号の懲戒事由がないこと

本件非違行為については、パチンコ店景品交換所の防犯カメラの映像が証拠とされているが、その映像に記録された極めて小さい黒い点が2万円であるか否かは不明であるため、審査請求人が本件非違行為を行ったとすることについては、そもそも強制捜査権を有する警察及び検察でもその事実は立証されていない。

また、審査請求人は、警察及び検察における取調べ、自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)69条に基づく調査、同施行規則70条における供述調書においても、一貫して本件非違行為の心当たりがないことを主張している。

さらに、審査請求人は、平成29年8月に3等陸尉に任官してからは、部下に対し服務教育をする立場として窃盗が免職事由になることを強く認識しており、俸給の範囲で十分に返済できる額の自動車ローン以外の借入れ等も一切ないこと等から、審査請求人が窃盗をする動機も一切ない。

##### イ 本件懲戒免職処分の手続には重大な手続違反があること

審査請求人は、A駐屯地において、懲戒手続における審理の存在につ

いて何ら説明を受けないまま、審理の辞退手続をさせられていること（自衛隊法施行規則85条2項違反）、また、新聞報道によれば、A駐屯地は本件非違行為の動機を金銭欲しさと説明したとされているが、審査請求人はそのような説明をしたことは一度もなく、このような報道がなされたのは、偽造された供述調書が調査報告書に添付され懲戒権者に報告されたためと考えられることから、本件懲戒免職処分の手続には重大な手続違反がある。

#### ウ 懲戒権の範囲の逸脱又は濫用があること

本件非違行為について、検察官の審査請求人に対する処分は、刑事罰を科すほど悪質ではないと判断され、不起訴処分であったこと、動機の悪質性がうかがわれる事情はないこと、被害弁償を済ませ被害者が宥恕の意思を示していること及び新聞報道も本件懲戒免職処分に関するもののみで自衛隊に対する社会の信頼が著しく低下したとはいえないこと等も鑑みれば、重大な規律違反を行ったとは到底いえず、本件懲戒免職処分が自衛官たる地位を失わせるほど重大な結果を招くことも併せ考慮すると、本件懲戒免職処分は、社会通念上著しく妥当性を欠き、処分庁がその裁量権の範囲を逸脱したものというべきである。

(2) また、本件不支給処分は、下記ア及びイの事情により、本件非違行為の内容及び程度との均衡を欠き、審査請求人に対して過度に重大な処分を課すものであって、社会観念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法な処分となるから、取り消されるべきである。

ア 昭和60年4月30日付け総人第261号「国家公務員退職手当法の運用方針」（令和元年9月5日付け閣人第256号による改正前のもの。以下「退職手当法運用方針」という。）12条関係2号イの該当性について

退職手当運用方針12条関係は、1号において「非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、一般の退職手当等の全部を支給しないこととするを原則とするものとする。」とした上で、同12条関係2号において「一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合は、施行令第17条に規定する「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」について、次のいずれかに該当する場合に限定する。」とし、さらに、同12条関係2号イにおいて「停職以下の処分にと

どめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合」と規定していることから、懲戒免職処分の場合、全部を支給しないことが原則であるが、非違行為の内容が停職以下の処分にとどめることが可能である場合には、退職手当法施行令17条に規定する各事情を踏まえて一部を支給しないことが検討できるという構造になっている。

本件非違行為は、昭和53年7月7日付け陸上自衛隊達第24-4号「懲戒処分等の基準に関する達」（平成30年3月27日付け陸上自衛隊達24-4-4号による改正（同年7月1日施行）前のもの。以下「本件懲戒処分基準」という。）の別表の「4 私的行為に関する違反」（26）によれば、違反態様「窃盗・詐欺・恐喝・単純横領」が適用され、処分基準は免職から軽処分までと幅があることから、本件非違行為は「停職以下の処分にとどめる余地がある場合」に該当する。

イ 退職手当法施行令17条の各事情について

(ア) 当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任について

退職手当法施行令17条3項（注：退職手当法運用方針12条関係3号のことを指すと解される。）は、指定職以上の職員の場合や、職務に関連した非違である場合に処分を加重する事情、つまり一部不支給にとどまらない事情として勘案するものであるが、審査請求人の階級は3等陸尉であり、准曹士を指導する立場にある等、その責任は大きいものの、指定職ではないし、本件非違行為は部外での窃盗であり職務に関連したものではない。

(イ) 当該退職をした者の勤務の状況について

退職手当支給制限処分書に記載されているとおり、審査請求人の勤務状況は、広範多岐にわたる業務に強い責任感をもって積極的に取り組んでいたとされ、また、審査請求人は、過去に懲戒処分を受けたことはなく、過去に類似の非違行為を行ったことを理由とする懲戒処分も受けていない。

(ウ) 当該退職をした者が行った非違の内容及び程度について

処分庁は、本件非違行為は窃盗であることが客観的に認定されているとするが、本件非違行為に係る審査請求人の供述調書において、審査請求人が窃盗の故意を明確に否定していることが明らかであること等から、本件非違行為が客観的に認定された事実はない。

(エ) 当該非違後における当該退職をした者の言動について

処分庁も認めるように、審査請求人は、本件非違行為後も直ちに被害弁償を行い、自暴自棄に陥らずに勤務を継続しており、処分庁はこれを当然のこととするが、残念ながらこのような行為をしない者も多数いることもまた事実である。

仮に窃盗と認定するとしても、被害額2万円の3.5倍である7万円の被害回復を行っており、被害者も宥恕しているのであるから、退職手当法施行令17条6項（注：退職手当法運用方針12条関係6号のことを指すと解される。）の「当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動を取った場合」に該当し、処分を軽減する事情となる。

(オ) 当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度及び当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響について

退職手当法施行令17条7項（注：退職手当法施行令17条のことを指すと解される。）の「当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」とは、例えば、大阪地方裁判所平成29年（行ウ）第172号平成31年3月18日判決において示されるように、市立中学校の教職員である原告が非違行為を敢行し、その後も相当長期間にわたり自分が犯人である旨を名乗り出なかったため、他の教職員が警察の捜査対象となったほか、校長をはじめとする管理職にも警察の捜査に対応するなどの負担が生じたこと、原告が非違行為を行ったことが判明し、逮捕されたことにより、他の教職員がショックを受け、教職員に対するカウンセリングの実施を余儀なくされたこと、原告が3月に行う予定であった授業を実施することができず、翌年度以降に回すことを余儀なくされたり、卒業式の準備のスケジュールが変更されるなど、中学校における公務の遂行に少なからず支障が生じたことが認められるといった具体的な支障をいうのであって、処分庁が主張するような「幹部自衛官であったこと及び報道されたことから厳正な規律及び強固な団結を重んじる自衛隊において、当該非違行為が他の自衛官に及ぼす影響は小さいとは言えない」といった抽象的な事情は当てはまらない。

(カ) その他の事情について

本件不支給処分時の審査請求人の年齢は45歳であり、審査請求人の住所地の平成30年4月における45歳から49歳の有効求人倍率は0.84から1.02と、44歳以下の有効求人倍率に比して著しく低く、

一般的には再就職は困難を伴う年齢であった。実際に審査請求人は職を探すことが難しく、職があってもいわゆるブラック企業であり、自衛官として鍛えた審査請求人をもってしても長く続けることはできなかった。

また、支給が制限された審査請求人の退職手当は987万1611円と高額であったことなどの事情を考慮すると、本件不支給処分は審査請求人に対して重大な経済的不利益を与えるものである。

(審査請求書、反論書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、審理員の意見と同旨であり、おおむね以下のとおりである。

1 本件不支給処分は、本件懲戒免職処分に起因するものであるが、本件懲戒免職処分に係る審査請求については、防衛大臣が、自衛隊法に定める審査手続にのっとり、本件懲戒免職処分の量定が妥当であるとの裁決を行っている。

また、退職手当管理機関は、本件懲戒免職処分の当否を判断する権限を有していないため、本件不支給処分の適否の判断は、本件懲戒免職処分が有効であることを前提として行うこととなる。

2 本件不支給処分の適否について、退職手当法12条1項、退職手当法施行令17条及び退職手当法運用方針12条関係各号の規定に照らした場合、次のとおり整理される。

(1) 退職手当法施行令17条及び退職手当法運用方針12条関係2号における「当該退職をした者が行った非違の内容及び程度」について

ア 本件非違行為に関する懲戒処分の処分量定の基準は、本件懲戒処分基準の別表の「4 私的行為に関する違反」の「(26) 窃盗・詐欺・恐喝・単純横領」のうち窃盗に該当し、その違反態様に応じた処分基準は、重大な場合を免職、軽微な場合を停職の重処分、極めて軽微な場合を軽処分と規定している。また、違反態様が重大な場合、軽微な場合又は極めて軽微な場合のいずれに該当するかは、損害の有無及び程度、違反者の地位階級並びに部内外に及ぼす影響等を考慮して判断するものとする規定している。

処分庁は、本件非違行為が隊員としての品位を著しく傷つけたこと等から、停職以下の処分にとどめる余地はないとして、処分基準の重大な場合の免職に該当すると判断している。よって、本件非違行為は退職手当法運用方針12条関係2号イに規定する「停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合」

には該当しないとした処分庁の判断は、妥当である。

イ また、本件非違行為は窃盗であるから、退職手当法運用方針12条関係2号ロに規定する「懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」に該当しないとした処分庁の判断は、妥当である。

ウ さらに、本件非違行為は故意によるものであるから、退職手当法運用方針12条関係2号ハに規定する「懲戒免職等処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」及び同号ニに規定する「過失（重過失を除く。）により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合」に該当しないとした処分庁の判断は、妥当である。

(2) 退職手当法施行令17条における「当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任」について

本件非違行為はパチンコ店景品交換所に置き忘れられた現金2万円を窃取したもので、審査請求人が占めていた職の職務に関連したものではない。

他方、本件非違行為時の審査請求人の階級は3等陸尉である。准尉、陸曹及び陸士を指導する立場であることから、本件不支給処分の軽減事情とならないとした処分庁の判断は妥当である。

(3) 退職手当法施行令17条における「当該退職をした者の勤務の状況」について

審査請求人の勤続年数や過去の処分歴について、審査請求人と処分庁の間に争いはなく、退職手当支給制限処分書にも「広範多岐にわたる業務を強い責任感をもって積極的に取り組んでいた」旨の記載はあるものの、窃盗の事実を否定するものではなく、本件不支給処分の軽減事情とならないとした処分庁の判断は妥当である。

(4) 退職手当法施行令17条における「当該非違に至った経緯」について

審査請求人は、本件非違行為に係る審査請求人の供述調書において、防犯カメラに写っている事実を認め、現金2万円を窃取したことを認めており、審査請求人の動機、記憶等の如何にかかわらず未必の故意も故意であることから、本件不支給処分の軽減事情とならないとした処分庁の判断は妥当である。

(5) 退職手当法施行令17条における「当該非違後における当該退職をした



者の言動」について

非違行為後に被害弁償を行うこと及び復職して勤務を継続することは当然の行為であり、退職手当法運用方針12条関係6号に例示されている「当該非違による被害や悪影響を最小限にするための行動」等の本件不支給処分に影響する行動は行っていないため、本件不支給処分の軽減事情とはならないとした処分庁の判断は妥当である。

(6) 退職手当法施行令17条における「当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度」について

本件非違行為は私的行為に関する違反であるが、厳正な規律及び強固な団結を重んじる自衛隊において、准尉、陸曹及び陸士を指導する立場である幹部自衛官が窃盗をしたことは、他の自衛官に及ぼす影響は小さいとはいえないことから、本件不支給処分の軽減事情とはならないとした処分庁の判断は妥当である。

(7) 退職手当法施行令17条における「当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響」について

准尉、陸曹及び陸士を指導する立場である幹部自衛官が窃盗をしたことは、国民の信頼に及ぼす影響が小さいとはいえないことから、本件不支給処分の軽減事情とはならないとした処分庁の判断は妥当である。

3 国家公務員に対する一般の退職手当等の支給制限は、退職した者がした非違行為等を踏まえ、退職手当法、退職手当法施行令及び退職手当法運用方針に基づき判断されるものであるが、上記2(1)から(7)までの検証を行ったところ、本件不支給処分に係る処分庁の判断に違法又は不当な点は見受けられない。

4 以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、棄却されるべきである。

5 本件諮問後に提出された主張書面における主張

自衛官の階級は、自衛隊法32条により、陸上、海上、航空自衛官の種別ごとに、16階級が定められており、3尉以上の自衛官は幹部自衛官に該当する。また、自衛官の構成割合は、幹部自衛官及び准尉が約2割、曹士が約8割となっている。

審査請求人は、3等陸尉に昇任した際、自衛隊法施行規則42条に基づく幹部自衛官のサービスの宣誓として「重責を自覚し、幹部自衛官たるの徳操のかん養と技能の修練に努め、率先垂範職務の遂行にあたり、もつて部隊団結の

核心となること」を誓約しており、このような重責を担うとともに、A駐屯地業務隊C科D班長として、部下10名の指導監督の役割を担う立場にあった。

そのため、審査請求人が窃盗を行い、懲戒免職処分となったことにより、部隊における懲戒調査、厳正な規律の維持、部下隊員や同僚の士気の低下等、部内に与える影響は非常に大きいものであり、また、本件懲戒免職処分は新聞報道されていることから、自衛隊に対する国民の信頼を著しく失墜させるとともに、自衛官に対する社会的な信頼を損ねたと言わざるを得ず、部外に与える影響も大きかったと考えられる。

(「幹部自衛官が窃盗したことが部内外に与える影響が大きい理由」と題する書面)

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 本件審査請求から本件諮問に至るまでの手續の経緯を見ると、以下のとおりである。

本件審査請求 : 平成30年7月18日  
審理員指名 : 令和4年3月29日付け  
反論書提出 : 同年5月31日付け  
審理員意見書提出 : 同年10月17日付け  
本件諮問 : 同年12月22日

(2) これらの一連の手續をみると、本件審査請求から本件諮問までに約4年5か月を費やしているところ、①本件審査請求から審理員指名までに約3年8か月半、②反論書提出から審理員意見書提出までに約4か月半、③審理員意見書提出から諮問までに約2か月を要している。このうち、上記①の手續に長期間を要したのは、本件懲戒免職処分に対する審査請求について裁決(令和4年1月13日付け)がされるのを待っていたためであると考えられる(ただし、上記裁決を受けて審理員が指名されるまでに、更に約2か月半もの期間を要している。)が、懲戒免職処分に係る審査請求の手續と退職手当支給制限処分に係る審査請求の手續が別個に設けられている現行制度の下では、それぞれの手續は、本来、独立して迅速に進めることが求められているというべきである。また、上記②及び③についても、これだけの長期間を要する特段の理由があったとは考えられず、審査庁においては、手續を迅速に進行させるための方策を考えるべきである。

(3) 上記で指摘した点以外には、本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

## 2 本件不支給処分の適法性及び妥当性について

(1) 退職手当法12条1項及び退職手当法施行令17条の規定は、懲戒免職処分を受けて退職をした者に対し、退職手当の全部又は一部を支給しないことにすることとする処分を行うことができるものとし、その判断に当たっては、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響の各事情を勘案するものとしている。審査請求人は、本件非違行為により本件懲戒免職処分を受けて退職をした者であるから、処分庁は上記の各事情を勘案したとして本件不支給処分を行ったものである。

審査請求人は、本件懲戒免職処分は取り消されるべきものであるから、本件不支給処分は違法であると主張するが、本件懲戒免職処分が取り消されるべきものであるかどうかは本件懲戒免職処分に対する審査請求及び本件懲戒免職処分の取消請求訴訟で争うべき事柄である。したがって、本件懲戒免職処分の適否は当審査会での検討対象ではない。

(2) 退職手当の支給制限処分は、上記各事情を総合的に勘案して判断されるべきものであるから、処分庁の裁量に委ねられており、処分庁が社会通念上著しく妥当性を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に限り、違法となると解するのが相当である。

ところで、退職手当の法的性格については、勤続報償としての性格に加えて賃金の後払的的性格もあると解され、退職後の生活保障としての機能も有している。

したがって、退職手当の支給制限処分をするに当たっては、これらの退職手当の性格も考慮すべきであり、とりわけ全部不支給処分をするに当たっては慎重であるべきで、懲戒免職処分を受けて退職したことをもって直ちに全部不支給処分となるものではなく、全部不支給処分とすることが認められるのは、上記各事情を的確に勘案した上で、当該非違行為が当該退職者の長年の功労を全て没却する程度に重大な非違行為であると評価できる場合に限られるというべきである。

この点につき、退職手当法運用方針は、退職手当の全部を支給しないこ

ととすることを原則とし、特定の事情が認められる場合に限って一部の支給をしないこととする処分にとどめることを検討するという判断の仕方を定めているが、かかる判断方法は、退職手当法12条1項の規定が全部不支給を原則としているものではないことと齟齬している。もっとも、非違の発生を抑止するという制度目的を重視することは重要であり、全部不支給が原則との判断方法をとっていたとしても、当該事案の個別事情を十分考慮し、一部不支給とする余地がないかどうかを検討し、退職手当法12条1項の趣旨に沿って運用されているのであれば、その限りにおいて妥当性を有すると考えられるが、本件についての退職手当法運用指針へのあてはめ方法は機械的であり、かかる機械的なあてはめ方法によれば一部不支給とされる場合はほとんどないのではないかとさえ思われる。このことは、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成20年法律第95号）により、現在の退職手当法12条1項が加えられてから、令和3年度までの期間において、防衛省の年度毎の懲戒免職処分件数が平均して100件以上あるにも関わらず、退職手当の一部不支給処分とした例はないということからもうかがえる。

- (3) 本件不支給処分をするに当たり退職手当法12条1項及び退職手当法施行令17条の規定により勘案すべき上記各事情について検討すると、以下のとおりである。

#### ア 審査請求人が占めていた職の職務及び責任

審査請求人は、本件非違行為の当時3等陸尉の階級にあり、A駐屯地業務隊C科D班長として、1等陸曹を始めとする部下10名を指導監督する立場にあった。

自衛隊における階級は16階級あり（自衛隊法32条）、3等陸尉は上から8番目の階級で、3等陸尉まで（将官、佐官、尉官）が幹部とされている。3等陸尉の下位には准尉及び曹士の階級があるが、自衛官の構成割合としては、幹部及び准尉が全体の約2割、曹士が約8割である。そうすると、3等陸尉は自衛隊全体の中でも幹部に属する相当上位の階級である。

自衛隊法施行規則42条は、幹部自衛官に昇任した者に対し、「私は、幹部自衛官に任命されたことを光栄とし、重責を自覚し、幹部自衛官たるの徳操のかん養と技能の修練に努め、率先垂範職務の遂行にあたり、もって部隊団結の核心となることを誓います。」とのサービスの宣誓を

義務付けている。

以上から、審査請求人が占めていた職の職務及び責任は、自衛隊の中でも重いものであったというべきである。

#### イ 審査請求人の勤務の状況

審査請求人は、平成7年に陸上自衛隊に入隊し、本件懲戒免職処分を受けた平成30年までの間、約23年間勤務していた。その間、懲戒処分等を受けたことはなく、賞として、3級賞詞1回、4級賞詞3回、5級賞詞3回を受けている。A駐屯地業務隊C科D班長としての勤務成績は良好とされており、サービス態度も良好で、積極的に業務に取り組んでいたとされている。

以上から、審査請求人の功労は、約23年間に渡る大きなものであったというべきである。

#### ウ 本件非違行為の内容及び程度

(ア) 本件非違行為は、現金2万円の窃盗であるが、審査請求人は非違行為の存在はなかったと主張しているため、非違行為の内容及び程度を検討する前提として、非違行為の存否について検討する。

審査請求人は、平成29年10月28日（以下特に記載がなければいずれも平成29年とする。）に、同月10日にパチンコ店景品交換所で現金を窃取したとの被疑事実で逮捕勾留された後、釈放された。同窃盗事件については不起訴処分となっている。

自衛隊では、審査請求人の規律違反の調査を命ぜられた1等陸尉が、審査請求人の釈放後、11月16日と同月21日に審査請求人の供述調書を作成している。

11月16日付け供述調書には、身上に関する事項、10月10日に上記被疑事実の場所であるパチンコ店でスロットをしたこと、スロットはほぼ毎日やり、ほぼ毎日換金していたこと、同月28日に警察官に任意同行を求められてから逮捕勾留された経緯が記載されている。

その中で、審査請求人は警察での取調べの際、審査請求人が映っているとされた防犯カメラのビデオ映像を見せてもらったことを述べているが、調査官である1等陸尉に対して以下のように供述している。

「その景品交換所は交換ボックスが左右に2ヵ所あり、防犯カメラは右上部からの映像でした。右側の交換ボックス内は全部見えていましたが、左側の交換ボックスは全部が見えておらず、なにか黒い点のような

ものが見えました。

私はその左側の交換ボックスに右手で景品を入れました。そのとき右手の指先は防犯ビデオには見えない状態でした。右手を引いたときには交換ボックスの中のその黒く見えたものは消えていました。その後左手に何かを持ち替えたところが映っており、臍の付近で何か紙のようなものをヒラヒラさせている状況が映っていました。よく確認するとそれは紙幣でした。

そして私は、その紙幣と私の景品が換金され出てきた現金を取り、それを重ね合わせてその場を離れているという状況でした。

ただ、私にはまったくその記憶がありません。」

本件の資料中には、防犯カメラのビデオ映像自体はない。審査請求人の一等陸尉に対する供述調書は、窃盗を行ったという事実自体については、「記憶がありません。」「故意に取ったという意識はありません。」と否認しているのであるが、上記の供述は、防犯カメラのビデオ映像に映っていた状況を述べており、何が見えて何が見えていなかったかも含め具体的に述べている。

これによると、防犯カメラのビデオ映像には、左側の交換ボックスに黒い点のようなものが見えたこと、審査請求人は左側の交換ボックスに右手で景品を入れたが、その時の右手の指先は防犯カメラには見えない状態だったこと、右手を引いた時にその黒い点のようなものは消えていたこと、その後左手に何かを持ち替え、臍の付近で紙のようなものをヒラヒラさせている状況が映っていたこと、よく確認するとそれは紙幣だったこと、審査請求人がその紙幣と自分の景品が換金されて出てきた現金を重ね合わせてその場を離れていることが映っていたというのであり、交換ボックス内にあった紙幣を取った外形的事実は認めているのである。

審査請求人から上記供述を得て供述調書を作成した調査官は、防犯カメラのビデオ映像を見ながら供述調書を作成したものではないから、上記供述は誘導されたものとは考えがたく、審査請求人が防犯カメラのビデオ映像として客観的に映っていたものを述べたところをそのまま供述調書としたというほかない。仮に調査官が、防犯カメラのビデオ映像に犯行が映っていたことを誘導して供述させるのであれば「防犯カメラのビデオ映像には私が換金ボックスの現金をとった状況が映ってしまし

た。」という以上に具体的な供述内容にはならないと考えられる。

そうすると、審査請求人の上記供述から、審査請求人が交換ボックス内にあった現金を自己の占有に移したという外形的事実は優に認められる。

本来、非違行為である窃盗があったかどうかは客観的な証拠である防犯カメラのビデオ映像によって認定すべきものであるが、審査請求人の上記供述は防犯カメラのビデオ映像を具体的に述べたものであって、これによって窃盗の事実を認定することは十分可能である。

審査請求人は、故意がないあるいは記憶がない等と述べているが、かかる外形的事実がありながら、それに対応する認識認容がないということは考え難いから、本件非違行為である窃盗の事実は存在するというべきである。

(イ) その上で、本件非違行為の内容及び程度を検討すると以下のとおりである。

本件非違行為は、パチンコ店景品交換所において、現金2万円を窃取したというものである。2万円という金額は決して軽微ではないが、極めて高額とまではいえず、しかも被害者に対しては被害金額を大きく上回る賠償金7万円が支払われ、被害者は処罰を望まないとの意思を表明しているのであるから、財産犯である窃盗としての被害はほぼ完全に回復している。状況から考えてたまたま見つけた現金を窃取したという偶発的な犯行であると考えられるから、窃盗の中では特に悪質とまではいえない犯行であるといえる。

しかし、一方で、窃盗は懲役10年以下又は罰金50万円以下の法定刑が定められた刑法犯であり、公務員が懲戒免職等の重い処分を受けることが比較的多いと思われる酒気帯び運転等（法定刑は懲役3年以下又は罰金50万円以下）の他の非違行為と比べても、窃盗自体は相当重い犯罪行為であるといわなければならない。

しかも、上記アで検討したように、自衛隊の中でも幹部として重い責任を担っており、規範意識としても高度のものが求められて当然である審査請求人が窃盗という非違行為に及んだのであるから、厳しい非難に値するといわなければならない。

エ 本件非違行為に至った経緯

本件非違行為に至った経緯については、客観的状況からみて偶発的な犯

行と考えられるから経緯にとりわけ悪質なものであるわけではない。しかし、たまたま見つけた現金を領得する行為は、誘惑的であることは否定できないが、とっさにであっても実行に移すというのは、規範意識が薄いと云わざるを得ないので、酌むべき事情もない。

オ 本件非違行為後における言動

審査請求人は、逮捕後勾留中に被害者に対して謝罪して賠償金7万円を支払っているのに、そのこと自体は被害回復的側面では大いに評価すべきであるが、これは非違行為を行ったこと自体を認めて反省して謝罪した上でのことではなく、懲戒免職を免れたいとの判断で行ったというのであるから、非違行為後における言動としては大きく評価はできない。

カ 本件非違行為が公務の遂行に及ぼす支障の程度

幹部自衛官であり部下を指導する立場の審査請求人が窃盗により逮捕勾留されたことが他の隊員に与えたであろう衝撃は容易に想像でき、公務の遂行に及ぼす支障の程度も小さいとはいえない。

キ 本件非違行為が公務に対する国民の信頼に及ぼす影響

本件非違行為は、「窃盗の3等陸尉懲戒免職処分」との見出しで新聞報道されているところ、本件非違行為が国民の自衛隊に対する信頼に影響を与えたことは否定できない。そもそも、公務員は国民全体の奉仕者であり、公務員に対する給与等は国民が納める税金が財源であるから、公務員のふるまいが国民の信頼に影響を与えるのは当然といえる。ことに、厳正な規律を重んずる自衛隊において、その幹部の立場にあった審査請求人が窃盗を行ったことは自衛隊に対する国民の信頼に及ぼす影響は小さいとはいえない。

- (4) 以上をまとめると、本件非違行為である窃盗行為自体は、その犯行態様や被害金額、被害回復済みであること等に照らすと、悪質重大とまではいえない。しかしながら、幹部自衛官という立場にあり、自衛隊の中でも上位階級に属し、部下を指導監督する立場にあった者が、刑法犯である窃盗を行ったことは、一般民間人が窃盗を行った事案と同列には論じられず、本件非違行為は厳しい非難に値する。

一方で、審査請求人の約23年間にわたる功労が大きなものであったことは上記のとおりであり、審査請求人の退職手当は980万円余りであった。本件非違行為が、約23年間にわたる功労を全て没却するほど厳しい非難に値するといえるかを衡量検討し、退職手当には、賃金の後払い的性



格や退職後の生活保障としての機能もあることを考えると、退職手当の全額不支給という処分はいかにも重く、一部でも支給すべきであるとの結論も十分考えられるところである。

しかしながら、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分は処分庁の裁量に委ねられており、全部不支給とする厳しい処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したとまでいえるかという躊躇せざるを得ない。

もとより、退職手当法運用指針を機械的に適用して全部不支給とする処分とした判断プロセスには大きな問題があることは上記のとおりである。しかし、本件において処分庁が個別事情を勘案し、検討した上で全部不支給とする処分を行ったものと仮定してその適否を考えると、全部不支給とする処分が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとまで断じることができない。

したがって、処分庁の判断は結論においては妥当である。

### 3 まとめ

以上によれば、本件不支給処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史